

『よくわかる年金制度のあらまし 令和3年度版』追補・訂正

(令和3年8月5日現在)

雇用保険の賃金日額等は、毎年8月から変更になります。本書記載の賃金日額等について、令和3年8月から令和4年7月までの金額は以下のとおりになりました。

その他、本書発行後、改正等が新たに判明した事項について掲載します。

P25

●年金生活者支援給付金法

老齢年金生活者支援給付金、補足的老齢年金生活者支援給付金の所得基準額が改定されます。令和3年10月～令和4年9月の所得基準額は以下の通りです。

- 老齢年金生活者支援給付金の所得基準額
781,200円(779,900円)
- 補足的老齢年金生活者支援給付金の所得基準額
881,200円(879,900円)

※()内は令和3年9月以前の所得基準額。

P46～47

●雇用保険の賃金日額等の変更について

雇用保険の賃金日額等は、毎月勤労統計調査に基づき変更されます。令和3年8月1日から令和4年7月31日は、右表の金額となります。

項目	金額
賃金日額の下限額	2,577円 (2,574円)
基本手当日額の最低額	2,061円 (2,059円)
高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額	360,584円 (365,055円)
60歳到達時の賃金月額の上限額	473,100円 (479,100円)

※()内は令和2年8月1日(または令和3年2月1日)から令和3年7月31日の金額。